定　　款

日 特 建 設 株 式 会 社

第１章　総　　則

（商　　号）

第１条　当会社は、日特建設株式会社と称し、英文ではNITTOC CONSTRUCTION CO., LTD.と表示する。

（目　　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．土木建築業
２．鉱物資源の開発および製錬加工ならびに鉱産物の売買、輸出入業
３．土木建築に伴う測量および地質調査業
４．土木建築に関するコンサルティング業
５．地域開発、都市開発および環境整備に関する企画、調査、設計、管理
６．不動産の売買、賃貸、仲介および管理
７．土地の造成および販売
８．住宅、建物の設計、建築、販売、賃貸および管理
９．土木建築用機器および資材の売買ならびに賃貸借業
10．労働者派遣業
11．産業廃棄物処分業
12．古物商
13．前各号に関連する国外における事業
14．前各号に付帯または関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都中央区におく。

（機　　関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

１．取締役会
２．監査役
３．監査役会
４．会計監査人

（公 告 方 法）

第５条　当会社の公告方法は電子公告により行う。ただし、電子公告によることのできない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は5,000万株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単 元 株 式 数）

第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第189条第２項各号に掲げる権利

２．会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

４．第10条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第10条　当会社の単元未満株式を有する株主は株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第11条　①　当会社は、株主名簿管理人をおく。

②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱わない。

（株式取扱規程）

第12条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株　主　総　会

（招 集 の 時 期）

第13条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第14条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

（株主総会の招集権者および議長）

第15条　株主総会は取締役会の決議にもとづき代表取締役社長が招集しその議長となる。ただし、代表取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれに代る。

（決 議 の 方 法）

第16条　①　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条　①　株主が代理人を定めて、議決権を行使するときは、その代理人は当会社の議決権を行使することができる株主１名でなければならない。

②　前項の議決権の行使には代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。

（議　　事　　録）

第18条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、これを10年間本店に、その謄本を５年間支店に備え置くものとする。

（電子提供措置等）

第19条　①　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②　当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（附　　則）

１．変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後の定款第19条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

２．前項の規定にかかわらず、施行日から６ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

３．本附則は、施行日から６ヵ月を経過した日または前項の株主総会から３ヵ月を経過した日のいずれか遅い日にこれを削除する。

第４章　取締役および取締役会

（定　　員）

第20条　当会社の取締役は11名以内とする。

（選　　任）

第21条　①　取締役は、株主総会において選任する。

②　前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。

③　取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（任　　期）

第22条　①　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　増員として選任された取締役、または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代 表 取 締 役）

第23条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

（役 付 取 締 役）

第24条　取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長、取締役社長各１名を定めることができる。

（相談役および顧問）

第25条　取締役会は、その決議によって、重要事項諮問のため、相談役および顧問をおくことができる。

（執 行 役 員）

第26条　①　取締役会は、その決議によって、業務執行を担わせるため、執行役員を選任することができる。

②　取締役会は、その決議によって、執行役員の中から、執行役員副社長、専務執行役員および常務執行役員（以下あわせて「役付執行役員」という。）を定めることができる。役付執行役員の選任方法の詳細は、取締役会において定める執行役員規程による。

③　執行役員に関する事項は、本定款のほか執行役員規程による。

（報　酬　等）

第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（取締役会の招集権者および議長）

第28条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれに代る。

（招 集 通 知）

第29条　①　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の５日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（業 務 執 行）

第30条　取締役会は、特に法令または本定款で定める事項のほか、業務執行に関する重要事項の決定に当る。

（取締役会規程）

第31条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（決 議 の 方 法）

第32条　①　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

②　当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（議　事　録）

第33条　取締役会において決議した事項は、議事の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載し、出席した取締役ならびに監査役が記名捺印して、これを10年間本店に備え置くものとする。

（取締役の責任免除）

第34条　①　当会社は、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

②　当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

第５章　監査役および監査役会

（定　　員）

第35条　当会社の監査役は４名以内とする。

（選　　任）

第36条　①　監査役は、株主総会において選任する。

②　前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。

（任　　期）

第37条　①　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第38条　監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

（報　酬　等）

第39条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（招 集 通 知）

第40条　①　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の５日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（決議の方法）

第41条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（議　事　録）

第42条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印して、これを10年間本店に備え置くものとする。

（監査役の責任免除）

第43条　①　当会社は、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

②　当会社は、監査役との間で、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

第６章　会 計 監 査 人

（会計監査人の責任免除）

第44条　当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

第７章　計　　算

（事　業　年　度）

第45条　当会社の事業年度は毎年４月１日より翌年３月31日までとする。

（期 末 配 当 金）

第46条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をすることができる。

（中 間 配 当 金）

第47条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第48条　①　期末配当金および中間配当金については、その支払提供の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

②　未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

2022年６月24日